

# 1920年代前半における メーメル地域をめぐる国際的確執について

——ヴェルサイユ体制下の東プロイセンとメーメル河航行問題 (I)

進藤 理香子

---

はじめに

- 1 メーメル地域に関する研究史的概観
- 2 東プロイセンとヴェルサイユ条約
- 3 パリ講和会議におけるメーメル地域の扱い
- 4 メーメルとヴィルニユスをめぐる確執

おわりに

はじめに

本稿は、メーメル河をめぐる1920年代前半の国際的確執について、主にドイツ側の視点から概観するものである。メーメル河はその源流を現在のベラルーシに有しバルト海南岸に注ぐ東北ヨーロッパの大河である。メーメル河はドイツ語での呼称であり、リトアニア語ではニャムナス河、ポーランド語ではニエメン河、ロシア語ではネマン河とそれぞれ異なった呼び方をする。このことから、メーメル河の歴史を考えるにあたり、一つの民族や国家の枠組みに収まるものではないことがわかる。全長約900キロメートル、総流域面積9万8000平方キロメートルに達する広大な領域の支配関係は歴史の変遷とともに変化した。中世より下流域をドイツ・プロイセン、中流域をリトアニア、またそれと連合国家にあったポーランド、さらに上流域をベラルーシらの諸民族がそれぞれの影響下に置き、内陸からバルト海へ向かう商業路として重要な役割を担った<sup>(1)</sup>。18世紀後半のいわゆるポーランド分割から第一次世界大戦まではドイツ帝国とロシア帝国の二大勢力によってメーメル河流域は統治されたが、1917年のロシア革命、ドイツの敗戦、そして大戦の終わりに達成された民族自決に基づく諸国家の独立を通じ、メーメル河をめぐる利害関係にも大きな変化が生じた。

---

(1) Kurt Forstreuter, *Die Memel als Handelsstraße Preußens nach Osten*, Königsberg 1931.

ドイツはヴェルサイユ条約第99条の定めに従い<sup>(2)</sup>、メーメル河の下流域にあたる東プロイセンのメーメル地域（＝リトアニア語クライペダ）の領有権を主要連合国に対して放棄した。その後、メーメル地域の領有権は1924年に調印されたメーメル条約を通じて主要連合国からリトアニアに委譲されたが、その交渉はとりわけバルト海南岸のメーメル港に対するポーランドの利害を通じ難航するものとなった。またメーメル地域からみて東方では、ヴィルニユス（＝ポーランド語ヴィルノ、ドイツ語ヴィルナ）地域をめぐるポーランドとリトアニア間の領土紛争が第一次大戦終了後間もなくして勃発した。これを通じ、ヴィルニユス地域を貫いて流れるメーメル河の国際通過運輸が完全に遮断され、メーメル河航行をめぐる事情はより複雑なものとなった。こうしてメーメル河の国際通過運輸問題は、1920年代から30年代にかけて国際連盟理事会が介入する重大な国際問題となった。メーメル河航行の制約を通じ、最大の経済的損失を被ったのは下流域に位置するドイツの東プロイセン州であった。1920年代前半、ドイツはとりわけ通商・運輸政策面におけるリトアニアとの協調を通じこれらの危機の打開を試み、1923年には両国間に第一次通商条約、ならびに内陸水運を対象とする船舶航行協定が締結されるに至った。

本稿では、このドイツ・リトアニア間船舶航行協定締結の前史として、ヴェルサイユ体制下の国境変動に翻弄されたメーメル地域の問題と、それをめぐるメーメル河の沿岸国であるドイツ、リトアニア、ポーランドならびに主要連合国間の確執について、1920年代前半の国際関係を整理する。なおドイツ・リトアニア間船舶航行協定に関しては、本特集の後半752号で別稿として一次資料調査に基づく研究を提示する。

## 1 メーメル地域に関する研究史的概観

メーメル地域の1920年代を扱った日本の研究文献は管見の限り多くはない。リトアニア史の枠組みでクライペダ地域（＝ドイツ語メーメル）のリトアニアへの統合に関し多少触れられるのみである<sup>(3)</sup>。あるいは1939年のナチス・ドイツによるメーメル再編入など第二次世界大戦との関わりで論じられることが多い<sup>(4)</sup>。このような日本における1920年代のメーメルの状況に関する関心の低さは、メーメル地域の主権委譲に、アメリカを除く主要連合国四か国の一つとして日本政府が関与したという事実にもかかわらず意外な印象を与える。1972年に元外交官の佐藤尚武は1920年代における日本の国際連盟での活動に関し『日本外交史』を著し詳説したが、ここでメーメルの領有権委譲問題はわずか数行言及されるのみであった<sup>(5)</sup>。これとは対照的に、佐藤はヴィルニユス地域を

(2) ヴェルサイユ講和条約の全文はフランス語、英語、ドイツ語でドイツ官報 *Reichsgesetzblatt* (= *RGBl.*)、hrsg. v. Reichsministerium des Innern, Berlin に1919年8月12日付で公示された。*RGBl.* 1919, S. 687-1349。日本語条約文は以下参照、外務省条約局編、大正十四年六月『條約彙纂』第三卷第一部、對獨平和條約及關係諸條約。

(3) 1920年代のリトアニア史の枠組みからメーメル問題に関し、早坂眞理『リトアニア——歴史的伝統と国民形成の狭間』彩流社、2017年、322-323頁。及び以下参考、伊東孝之・村田郁夫・志摩園子・小森宏美「両大戦間期のポーランドとバルト諸国」『ポーランド・ウクライナ・バルト史』伊東孝之・井内敏夫・中井和夫編、山川出版社、1998年、276-281頁。

(4) 成瀬治・山田欣吾・木村靖二『ドイツ史3』山川出版社、1997年、269頁。

(5) 佐藤尚武『日本外交史』鹿島平和研究所編、鹿島出版会、昭和47年、94頁。

ぐるリトアニアとポーランドの紛争調停問題に関しては詳細に論じている<sup>(6)</sup>。もっとも日本政府は、メーメル問題を欧州関係国間の事柄として干渉せずとの立場をパリ講和会議以降一貫して貫き、メーメル問題にかかわる一切の処遇をフランス、イギリス、イタリアに委ね、日本政府は単にその決定に従うのみであった<sup>(7)</sup>。このような背景も、日本での関心の薄さに反映されているのかもしれない。だが、佐藤の記述でなによりも奇異な印象を与えるのは、メーメルの領有権委譲をめぐる問題が、連合国とリトアニア間にメーメル協定（＝条約<sup>(8)</sup>）が締結されたことを通じ「円満に解決するに至った」<sup>(9)</sup>、と結んでいる点である。

国際連盟理事会の仲介を経て1924年5月に主要連合国とリトアニア間に調印されたメーメル条約はメーメル地域の領有権のリトアニアへの委譲と、同時に、メーメル地域の半数以上を占めるドイツ人居住者の事情に鑑み、リトアニア領有権下での自治制確立を定めた。だがその後、当地のドイツ人の権利の保障めぐりリトアニア政府との間に多くの軋轢が生じた。このような事情から、とりわけヴェルサイユ体制下のメーメル地域を対象とするドイツ側の史学及び国際法学分野の研究では、古くはすでに1920年代よりメーメル地域の自治制をめぐる諸問題が主に扱われ、この分野ではすでに多くの研究蓄積が存在する。とはいえ、第二次世界大戦勃発直前の1939年にナチス・ドイツによりメーメルがドイツへ再編入され、さらに大戦後はソ連へ併合されたことから、第二次大戦後、敗戦国ドイツの史学におけるメーメル問題の扱いはより難しいものとなった。ドイツ側研究は、メーメル市が13世紀半ばにドイツ人によって建設されたドイツ都市であること、またロシア帝国支配下のカトリックを信仰するリトアニア人と異なり、東プロイセンではリトアニア語を母語とする住民もプロテスタントのルター派を信仰することからドイツ人と文化的同一性をもつとの前提に立ち、ヴェルサイユ条約による割譲を批判した。また1920年代後半よりリトアニア領有権下でドイツ人の政治的自由が奪われるなど、ドイツ人の扱いが不当であったとする立場から、リト

---

(6) 同上、43-61頁。

(7) Japan Center for Asian Historical Records/National Archives of Japan (= JACAR), B04013872100, メーメル帰属問題関係一件第一巻、澤田局長から本省芳澤外務大臣宛て、昭和7年3月3日発。

(8) *League of Nations Treaty Series* (= LNTS), vol. 29/1924, No. 736, *Convention concerning the Territory of Memel*, signed at Paris, May 8, 1924, pp.85-115. メーメル条約の邦語について、佐藤の前掲書ではメーメル協定と訳されているが、大正14年4月に大日本帝国枢密院の承認を得て批准・公布された本協定の日本語正式名称は「メーメル」ニ關スル條約（「」は原本どおり）である。これについて以下参照、JACAR, A03021581200, 御署名原本・大正十四年・条約第十号。

(9) 佐藤、前掲、95頁。

ニアによる自治制保障の不履行として批判的検証を行う傾向が強かった<sup>(10)</sup>。

これに対しリトアニア側では、1920年代のメーメル地域のリトアニアへの併合を扱う場合、18世紀末のいわゆる第三次ポーランド分割によって解体したリトアニア大公国の再興と民族統一という観点から解釈された。第一次大戦末期に高揚したリトアニア人民族運動に際し、大戦末までロシア帝国下にあった大多数のリトアニア人が居住する地域を大リトアニア、それに対してリトアニア語を母語とする者が多く居住するドイツ東プロイセンの北東部を小リトアニアとし、双方を統合することが国民形成と国家再興の使命となったとする見方である。また、長いドイツ人支配の下に虐げられた同胞を解放するとの歴史観も伏線となった。第二次大戦後、リトアニアがソ連支配下にあった時代、小リトアニアに関する歴史研究は政治的理由から厳しく制約された。すなわち、戦勝国ソ連の戦利品であった東プロイセンに対する戦後のソ連入植政策は、表向き、古来スラブ人の土地をドイツのファシストから解放し取り戻したとするスターリン時代のイデオロギーに基づいた歴史観によって正当化されたからである<sup>(11)</sup>。冷戦体制下、メーメル問題に関してはむしろアメリカや西ドイツなど西側諸国で活動するバルト諸国からの移住者によって多くの研究成果が達成され

- 
- (10) リトアニア領有下のメーメル自治問題及びその国際法的地位に関するドイツ側の研究は以下参照。Albrecht Rogge, *Die Verfassung des Memelgebiets. Ein Kommentar zur Memelkonvention*, Berlin 1928. Joachim Hallier, *Die Rechtslage des Memelgebiets. Eine völker- und staatsrechtliche Untersuchung der Memelkonvention*, Leipzig 1933. Karl Spohn, *Die Memelkonvention vom 8. Mai 1924. Ihre Entstehung und ihr Inhalt*, Würzburg 1934. Walter Schätzel, *Das Reich und das Memelland. Das politische und völkerrechtliche Schicksal des deutschen Memellandes bis zu seiner Heimkehr*, Berlin 1943. Rolf Schierenberg, *Die Memelfrage als Randstaatenproblem*, Berlin 1925. Friedrich Janz, *Die Entstehung des Memelgebietes, zugleich ein Beitrag zur Entstehungsgeschichte des Versailler Vertrags*, Berlin-Lichterfelde 1928. Hellmuth Hecker, *Deutschland, Litauen und das Memelgebiet*, in: *Jahrbuch der Albertus-Universität zu Königsberg/Pr.*, 6/1955, S. 228-256. Hans Hopf, *Auswirkungen des Verhältnisses Litauens zu seinen Nachbarn auf das Memelgebiet*, in: *Jahrbuch der Albertus-Universität zu Königsberg/Pr.*, 12/1962, S. 235-270. Ernst-Albrecht Pliog, *Das Memelland 1920-30. Deutsche Autonomiebestrebungen im litauischen Gesamtstaat*, Würzburg 1962. Walther Hubatsch, *Das Memelland und das Problem der Minderheiten*, in: *Die deutschen Ostgebiete zur Zeit der Weimarer Republik*, hrsg. v. Erwin Hölzle, Köln 1966, S. 42-64. Gilbert-Hanno Gornig, *Das Memelland. Gestern und heute. Eine historische und rechtliche Betrachtung*, Bonn 1991. Joachim Walleit, *Die völkerrechtliche Stellung des Memelgebietes*, Frankfurt am Main 1991. Ulrich Pferr, *Die Verfassungskrise im Memelgebiet 1931/32. Insbesondere unter Würdigung der Memelkonvention und deren Auslegung im Urteil des Ständigen Internationalen Gerichtshofs in Den Haag vom 11. August 1932*, Würzburg 2005. バリ講和会議でのメーメル割譲決議の背景ならびにフランス統治下についてはフランス外務省資料に基づくシュレーダーの研究を参照。Christian-Alexander Schröder, *Die Entstehung des „Territoire de Memel“ und die Pläne der französischen Administration (1919-1923)*, in: *Nordost-Archiv*, N. F. 10/2001, Lüneburg 2002, S. 45-74.
- (11) ソ連邦下での東プロイセン及び小リトアニアの歴史的扱いに関しリトアニア研究者カウナスを参照。Domas Kaunas, *Das Interesse der litauischen Forschung an Ostpreußen*, in: *Annaberger Annalen*, 2/1994, S. 51-64. ソ連・東ドイツおよび西ドイツにおける第二次大戦後の東プロイセン史の扱いについてドイツ人研究者から Hartmut Boockmann, *Deutsche Geschichte im Osten Europas. Ostpreußen und Westpreußen*, Berlin 1992, S. 11-20. ロシア人研究者の邦訳文献ではユーリー・コスチャショーフ著、橋本伸也・立石洋子訳『想像された「故郷」 ケーニヒスベルクからカリニングラードへ』岩波書店、2019年、183-204頁。

た<sup>(12)</sup>。1991年のソ連邦崩壊とリトアニアの独立以後、メーメル問題ではドイツ側とリトアニア側の研究交流が促進され、相互の比較研究と歩みよりが進められた<sup>(13)</sup>。例えば1990年代以降のリトアニア側のザリスの研究では、メーメル(=クライペダ)の併合は、単にドイツ領のリトアニア少数派保護とそのリトアニア国への統合という大義名分だけではなく、むしろ第一次大戦後にポーランドと敵対するリトアニアが海への玄関口を確保するためにメーメル港を含むメーメル河下流域一帯に対する領土的野心を強めた結果、クライペダの奪取を敢行した、との指摘もみられるようになった<sup>(14)</sup>。このようなリトアニア研究者側の新しい成果は、2018年に邦語訳として出版されたアルフォンス・エイディンタスら<sup>(15)</sup>による『リトアニアの歴史』<sup>(16)</sup>にも表れている。ここでは、そもそも1923年1月に発生した、当時なお主要連合国の主権下にあったメーメル地域に対するリトアニア人武装集団による占拠が、リトアニア政府により綿密に計画されたものとして、その侵攻意図が如実に示されている。このエイディンタスらの歴史書は、リトアニアがEU議長国となる2013年に記念して出版され、英語、ドイツ語、フランス語版など各国語で出版された経緯があり<sup>(17)</sup>、上述のメーメル占拠問題の扱いを見ても、リトアニア史学が現代史分野でより開かれた形で議論が展開されるようになったことを示している。このような最新の潮流からみれば、かつての日本の研究にみられるような、メーメル地域のドイツ人市政の横暴に抗したりトアニア住民が一揆を起こし、リトアニア義勇軍と共にメーメルを占拠した、との解釈は今後修正されねばならないであろう<sup>(18)</sup>。

1920年代に、メーメル問題と同時期にリトアニアが直面した領土問題にヴィルニウス(=ポーランド語ヴィルノ)をめぐるポーランドとの紛争がある。1918年のリトアニア再興に際し、歴史的首都として宣言されたヴィルニウスであったが、14世紀後半から続いた数百年に亘るリトアニア・ポーランド同君連合の経緯から、ヴィルニウスではむしろポーランド語を母語とする住民が多

---

(12) 例えば冷戦期に発表された研究ではアメリカのリトアニア系移民のセン Alfred E. Senn (1932-2016) による作品が代表的である。Alfred E. Senn, *The Emergence of Modern Lithuania*, New York 1959. 及び Senn, *The Great Powers, Lithuania and the Vilna Question 1920-1928*, Leiden 1966. メーメル地方に関する前掲のドイツ語文献の他、冷戦期西ドイツではリガ出身のドイツ人であるヘルマンが挙げられる。Manfred Hellmann, *Grundzüge der Geschichte Litauens und des litauischen Volkes*, Darmstadt 1966.

(13) メーメル問題に関するドイツ・リトアニア双方の研究動向を比較した研究史整理についてドイツ側よりルフマン及びタウバーを参照。Karl-Heinz Ruffmann, *Deutsche und litauische Memelpolitik in der Zwischenkriegszeit. Ein Vergleich*, in: *Nordost-Archiv*, N.F.II/1993, H. 2, S. 217-233. Joachim Tauber, *Das Memelgebiet (1919-1945) in der deutschen und litauischen Historiografie nach 1945*, in: *Nordost-Archiv*, N.F.10/2001, Lüneburg 2002, S. 11-44. メーメル問題をめぐるリトアニアとドイツの関係について、リトアニア側の研究動向に関しエイディンタスによる以下参照。Alfonas Eidintas, *Die litauisch-deutschen Beziehungen des 20. Jahrhunderts in der litauischen Forschung*, in: *Deutschland und Litauen. Bestandsaufnahmen und Aufgaben der historischen Forschung*, hrsg. v. Norbert Angermann und Joachim Tauber, Lüneburg 1995, S. 67-75.

(14) Vytautas Žalys, *Ringens um Identität. Warum Litauen zwischen 1923 und 1939 im Memelgebiet keinen Erfolg hatte*, Lüneburg 1993. 及び Žalys, *Das Memelproblem in der litauischen Außenpolitik*, in: *Nordost-Archiv*, N. F. 2/1993, H. 2, S. 235-278. 同様の指摘はすでに Senn (1966) 前掲 109 頁にもみられる。

(15) Alfonso Eidintas (1952-) .

(16) アルフォンス・エイディンタス他著、梶さやか・重松尚訳『リトアニアの歴史』2018年、明石書店、244-249頁。

(17) 梶さやか・重松尚「訳者あとがき」エイディンタス、前掲、417頁。

(18) 伊東・村田・志摩・小森、前掲、278頁。

数派を占めた。1920年10月より続いたポーランド側による占拠は、そのような住民構成を背景としていたが、リトアニア側がポーランドによる実効支配を認めることはなかった。メーメル河（ニエメン河）とその支流がヴィルニウス地方及びカウナス地方を貫いて流れることから、河川の通過交通とバルト海の河口付近のメーメル港における権益の観点から、メーメルとヴィルニウスの二つの問題は互いに交錯するものとなった。むしろ、連合側も国際連盟側も、領土問題としてはメーメル地域とヴィルニウス地方は、それぞれ完全に独立した別個の事象として取り扱うことを原則としたが、当時、紛争の仲介に入った国際連盟理事会及び常設国際司法裁判所<sup>(19)</sup>の間でも、リトアニアとポーランド間の争点がことメーメル河航行の問題となれば、メーメルとヴィルニウスは総合的に判断されざるを得なかった。ヴィルニウス問題に関しては、ポーランド、リトアニア、ドイツ、アメリカをはじめとし、日本でも多くの研究成果が存在する<sup>(20)</sup>。とはいえ、ヴィルニウスをめぐる第二次大戦後に著された諸研究では、メーメル河通過交通問題は単に付随的に言及されるのみで、むしろ政治・軍事・民族問題を中心に議論される傾向がある。

## 2 東プロイセンとヴェルサイユ条約

第一次世界大戦の敗戦国ドイツは、ヴェルサイユ条約の定めに基づき大戦前の約13%にあたる国土を失った<sup>(21)</sup>。とりわけプロイセン東部における変動は多大なものであった<sup>(22)</sup>。プロイセン邦ポーゼン州および西プロイセン州の大部分がポーランド領となり、東プロイセン州とドイツの他の

(19) 1931年にヴィルニウス地域をめぐる通過交通問題に関し常設国際司法裁判所の所見を仰ぐこととなった、以下参照。*Cour Permanente de Justice internationale, Série C, Plaidoiries, exposés oraux et documents, XXII<sup>me</sup> Session 1931, N° 54: Trafic ferroviaire entre la Lithuanie et la Pologne, Avis consultatif du 15 octobre 1931, Leiden 1932 (= P. C. I. J., Ser. C, No. 54)* .

(20) ポーランド側からはロゾフスキーの研究参照。Piotr Lossowski, *Po tej i tamtej stronie Niemna. Stosunki polsko-litewskie 1883-1939*, Warschau 1985. 及び Lossowski, *Das Wilna-Problem in der polnischen Außenpolitik 1918-1939*, in: *Nordost-Archiv*, N.F.2/1993, H.2, S. 279-298. リトアニア側からはエイディンタス、前掲、205頁以降を参照。ならびに Alfonsas Eidintas/Vytautas Žalys/Alfred Erich Senn, *Lithuania in European Politics. The Years of the First Republic, 1918-1940*, New York 1998. リトアニア側からのドイツ語文献として Regina Žepkaitė, *Die fehlende Hauptstadt: Litauens Politik im Zeichen der Wilnafrage*, in: *Nordost-Archiv*, N.F.2/1993, H.2, S. 299-316. また Senn (1966) 前掲を参照。ドイツ側から Isabel Röska-Rydel, *Polnisch-litauische Beziehungen zwischen 1918 und 1939*, in: *Jahrbuch für Geschichte Osteuropas* N.F.35/1987, H.4, S. 556-581. Jürgen Pagel, *Der polnisch-litauische Streit um Wilna und die Haltung der Sowjetunion 1918-1938*, in: *Jahrbuch für Geschichte Osteuropas*, N.F.40/1992, H.1, S. 41-75. 日本側からは、国際連盟理事会の仲介に関し詳述した佐藤尚武の前掲43-61頁を参照。リトアニア史の枠組みから早坂眞理、前掲273-341頁を参照。ポーランド史の枠組みでは、阪東宏『ヨーロッパ／ポーランド／ロシア1918-1921』彩流社、2008年。ならびに安井教浩『リガ条約——交錯するポーランド国境』群像社、2017年を参照。

(21) Gottfried Niedhart, *Die Außenpolitik der Weimarer Republik*, 3. Aufl., München 2013, S. 8.

(22) 第一次世界大戦以後の東西プロイセンの状況について以下の諸文献参照。Dieter Hertz-Eichenrode, *Politik und Landwirtschaft in Ostpreußen 1919-1930*, Köln/Opladen 1969. Bruno Schumacher, *Geschichte Ost- und Westpreußens*, hrsg. v. Göttinger Arbeitskreis, 3. Aufl., Würzburg 1958, 及び Boockmann 前掲書を参照。1920年代の東プロイセンと東方の隣国との関係についてはとりわけ拙著を参照。Rikako Shindo, *Ostpreußen, Litauen und die Sowjetunion in der Zeit der Weimarer Republik, Wirtschaft und Politik im deutschen Osten*, Berlin 2013.

地域はポーランド領を通じ二つに分割されることとなった。さらに国境州東プロイセンの最北部にあたるメーメル地域の領有権も主要連合国に対して放棄されねばならなかった。こうして東プロイセン州は第一次大戦後、その西端と南端ではヴァイクセル河（＝ポーランド語ヴィスワ河）を境界としてポーランドに接し、東端と北端ではメーメル河を境にリトアニアに接するという、諸外国に囲まれるドイツの飛び地となった（ヴェルサイユ条約第28条）。かつて東西プロイセンの三大商業港として栄えたダンツィヒ港、ケーニヒスベルク港、メーメル港のうち、ドイツ領内にとどまったのは唯一、東プロイセン州都であるプレーゲル河畔のケーニヒスベルク港のみであった。大河ヴァイクセルの河口付近に位置するダンツィヒ港（＝ポーランド語グダニスク港）は、過去数百年に亘りドイツ人とポーランド人によって繰り返しその支配権が争われた。第一次大戦後、ダンツィヒは国際連盟管理下の自由市としてそれまでのドイツ領西プロイセンから独立された<sup>(23)</sup>。パリ講和会議では、海への玄関口を確保することを目指すポーランドの要求を支持するフランスの圧力から、ダンツィヒ市ではドイツ語を母語とする住民が95%以上という圧倒的多数を占めたにもかかわらず、住民投票を行うことなく割譲されることが決まった。フランス案に対し、ドイツ崩壊を危惧するイギリスのロイドジョージらは強く反対したが、その抗議は受け入れられなかった<sup>(24)</sup>。国際連盟管理下のダンツィヒは実質的にはポーランドの強い影響下に置かれ、その通商を振興する目的で、ポーランドの関税領域内に包括されることとなった<sup>(25)</sup>。またヴェルサイユ条約第89条では東プロイセンと他のドイツ地域間のポーランド領土の通過交通の自由を保障することが定められたが<sup>(26)</sup>、その実施には1920年代を通じて多くの困難が伴い、例えば主要幹線の一部であったヴァイクセル河にかかる鉄道橋の爆破などを通じ、ポーランド側から意図的に運輸制限を受けた<sup>(27)</sup>。

内陸とバルト海を結ぶ大河ヴァイクセルの河川利用をめぐり、国境線の画定は決定的な意味をもった。東プロイセンの西南国境の画定は、ヴェルサイユ条約第94条及び96条に従い、東プロイセンのアレンシュタインと西プロイセンのマリーエンヴェルダーにおける住民投票の結果に委ねられた。1920年7月11日の住民投票では両地域とも90%を優に超える住民がドイツ国への帰属に賛成投票した<sup>(28)</sup>。これを受け、両地域は東プロイセンにとどまることが認められたものの、ヴァイクセル河右岸とその支流のノガト河右岸の村落にポーランド側へ投票した者が多く居住したことがか

---

(23) ダンツィヒ問題について Horst Jablonowski, *Die Danziger Frage*, in: *Die deutschen Ostgebiete zur Zeit der Weimarer Republik*, Köln 1966, S. 65-87. および Wolfgang Ramonat, *Der Völkerbund und die Freie Stadt Danzig 1920-1934*, Osnabrück 1979.

(24) David Lloyd George, *The Truth about the Peace Treaties*, London 1938.

(25) ポーランドとダンツィヒ間の経済問題に関するパリ協定 1920年11月9日調印, *LNTS*, vol. 6, 1921, pp.189-207: Convention between Poland and the Free City of Danzig, signed at Paris, November 9, 1920.

(26) 通過交通に関する協定が1921年4月にドイツ・ポーランド・ダンツィヒ間に締結された。RGBl. 1921, Nr. 83, S. 1070-1160: Das Abkommen zwischen Deutschland, Polen und der Freien Stadt Danzig über den freien Durchgangsverkehr zwischen Ostpreußen und dem übrigen Deutschland, 21. April 1921.

(27) Curt Wyszomirski, *Wirtschaft und Verkehr in der Provinz Ostpreußen*, in: *Archiv für Eisenbahnwesen* 74 (1964), S. 438-472.

(28) アレンシュタインでは住民数371,083人の内97%が、マリーエンヴェルダーでは104,842人の内92%の住民がドイツへの帰属に賛成した。Grundriß zur deutschen Verwaltungsgeschichte 1815-1945, Reihe A: Preußen, hrsg. v. Walther Hubatsch, Bd. 1: Ost- und Westpreußen, bearbeitet v. Dieter Stüttgen, Marburg/Lahn 1975, S. 10.

ら<sup>(29)</sup>、連合軍は最終的に東プロイセンの西南側の対ポーランド国境をヴァイクセル河下流に向かって右岸に偏在するこれらの村落よりも東側に画定した。これを通じて、東プロイセン側からのヴァイクセル河の利用がほぼ不可能となった<sup>(30)</sup>。ヴェルサイユ条約第331条では大型船舶の航行可能なドイツの河川の国際化を定めたが、ヴァイクセル河はポーランド領内の河川として、またヴェルサイユ条約104条に従いダンツィヒ域内の河川域も含めポーランドの管理下となり、国際化の対象とはならなかった<sup>(31)</sup>。

これに対してメーメル港を含むメーメル地域の割譲を定めたヴェルサイユ条約第99条の規定では、ドイツとメーメル地域を隔てる境界線はメーメル河とその下流となるルス河の航行線の中央に画定された。ドイツはメーメル河を挟んで南西側、すなわち下流へ向かって左岸の沿岸国の一つにとどまることとなった。

### 3 パリ講和会議におけるメーメル地域の扱い

ヴェルサイユ条約第99条において割譲が命じられたメーメル地域とは、ヴェルサイユ条約発効までドイツ・東プロイセン州に属し、メーメル河とその下流でバルト海沿岸クーリッシュ潟の河口まで流れるルス河を挟んで北側、すなわちメーメル河とルス河の下流に向かって右岸側に存在した全てのドイツ領土であり、およそ267,670平方キロメートルの領域である。この地域は、第一次大戦以前のプロイセンの行政区画では東プロイセン州のメーメル港を含むメーメル市、メーメル郡、ハイデクルーク郡、これに加えメーメル河を挟んで両岸に広がるティルジット市、ティルジット郡及びラグニット郡のそれぞれ右岸のみの領域（河川より北側の領域）から成った。第一次大戦後は、ティルジットやラグニットの部分的な分割地を合わせて新たにメーメル地域内にポゲーゲン郡が編成された<sup>(32)</sup>。

本来ドイツとリトアニアの境界は、1422年にリトアニア大公及びポーランド王、対してドイツ騎士団の間に結ばれたメルノゼー講和条約で確定し<sup>(33)</sup>、それは後にはロシアとドイツ・プロイセン間の国境として、第一次世界大戦までの間、およそ500年近くに亘り不動であった。ヴェルサイユ条約を通じ、メーメル河の船舶航行路の中央線を境界としてその北側の地域を東プロイセンから分割したことは、メーメル河を挟む東プロイセンの経済的文化的一体性を分断するものとなった。メーメル地域に関しては、ウィルソンによる14か条の原則で提唱された民族自決権に基づく住民投票の対象とはされなかった。当地域の経済的中心となる港湾商業都市メーメルは1252年にリヴォニア・ドイツ騎士団によって建設され、ドイツ語を母語とする住民が大半を占め、1910年時

(29) Lieselotte Kunigk-Helbing, *Stuhm ein westpreußischer Kreis im Spiegel der Plebiszits*, in: *Die Volksabstimmung 1920*, hrsg. v. Bernhart Jähnig, Marburg 2002, S. 93-111.

(30) *Ostpreußens Abschnürung von der Weichsel abgefaßt auf Grund amtlicher Quellen*, Berlin 1922.

(31) Joachim Volz, *Die Frage der Internationalisierung der Weichsel*, Danzig 1932, S. 49-60.

(32) *Grundriß zur deutschen Verwaltungsgeschichte*, 前掲, 26頁。

(33) メルノゼー講和条約 (Melnosee) とプロイセン・リトアニア間の国境問題について Kurt Forstreuter, *Die Entwicklung der Grenze zwischen Preußen und Litauen seit 1422*, in: *Altpreußische Forschungen*, 18Jg./1941, (Nachdruck, Hamburg 1989), S. 50-70.



点のドイツ国勢調査では92%に達した。これに対してメーメル市以外のメーメル地域の農村部の大半は東プロイセンの中でも小リトアニア（＝プロイセン・リトアニア）と呼ばれる地域にあたり、リトアニア語を話す住民が多く居住し、一部村落では過半数を大きく超えた。そのためメーメル地域全体として、1910年時点で都市部・農村部を合わせた当該地域全体に居住する14万人超の住民数に対し、ドイツ語を母語と申請した住民がおよそ50.7%であったとされる<sup>(34)</sup>。だがこの地域におけるドイツ人とリトアニア人の厳格な区別は困難な場合も多く、家庭でリトアニア語が話されていても、ルター派の信仰に基づきドイツ文化への親和性を持ち、またとりわけ経済的理由から先進国ドイツへの属性を主張する者も多かった<sup>(35)</sup>。

1919年1月より開催されたパリ講和会議においてリトアニア問題は、さしあたりポーランド問題に関する委員会によって包括的に扱われた。1918年2月にドイツ占領下でロシアからの独立が試みられ、また同年11月に事実上ドイツ敗退後に成立したリトアニア政府であったが、連合国側はドイツ占領軍の影響がなお強いと警戒し、リトアニア政府に対しパリ講和会議への正式招請を行わなかった。パデレフスキ<sup>(36)</sup>首相率いるポーランドの全権代表団は、すでに1918年にウィルソンにも提示されたドモフスキ<sup>(37)</sup>の提案に依拠しつつ、連合国側に対し、1772年の第一次ポーランド分割で失われたかつてのポーランド・リトアニア国家連合時代の版図を再興するよう要求した<sup>(38)</sup>。ドモフスキ案は、リトアニアの処遇に関して、ポーランド国家の下に自治を与えることを想定し<sup>(39)</sup>、ダンツィヒ、西プロイセン、ポーゼンのみならず、さらにプロイセンのメーメル港と東プロイセン東北部をポーランド側へ割譲することを求めた<sup>(40)</sup>。これに従えば、東プロイセンは西南からポーランド、北東からポーランド支配下のリトアニアによって挟み込まれる形となり、さらにケーニヒスベルクを中心とする残りの東プロイセンの核に当たる部分を共和国としてドイツから独立させ、かつポーランドと経済連合を締結させる事まで企てられた<sup>(41)</sup>。アメリカとイギリス側はポーランド全権代表団の法外な要求を行き過ぎとして認めぬ立場をとったが、これに対してフランスは、ドイツへの敵意と共産主義ロシアへの不信から、東方の新たな同盟国としてポーランドを重視し、東方の領土問題ではポーランド寄りの姿勢を強めた。

ここでパリ講和会議におけるメーメル割譲決定の主因を探るフランス外務省資料調査に基づくシュレーダー（2002年）の研究を参考にすると、メーメル問題をめぐるポーランドとリトアニア

---

(34) 大戦後に割譲された地域に居住していた住民の言語構成は1910年のドイツ国勢調査に従い、総数140,490人の内、ドイツ語を母語とする者が50.7%、リトアニア語を母語とする者が47.9%、両言語を母語とする者が1.4%であったとされる。Rogge, 前掲, 4頁を参照。

(35) Walther Hubatsch, *Das Memelland und das Problem der Minderheiten*, in: *Die deutschen Ostgebiete zur Zeit der Weimarer Republik*, hrsg. v. Erwin Hölzle, Köln 1966, S. 42-64.

(36) Ignacy Jan Paderewski (1860-1941).

(37) Roman Stanisław Dmowski (1864-1939).

(38) Röska-Rydel, 前掲, 557頁。Hopf, 前掲, 237頁。

(39) Lossowski (1993), 前掲, 280頁。

(40) Hopf, 前掲, 237頁。Christian Höltje, *Die Weimarer Republik und das Ostlokarne-Problem 1919-1934. Revision oder Garantie der deutschen Ostgrenze von 1919*, Würzburg 1958, S. 12.

(41) Schröder, 前掲, 55頁。

間、及びフランスとイギリス間の対立関係がより明確となる<sup>(42)</sup>。パリ講和会議でポーランド国境問題を担当したフランス、アメリカ、イギリスの代表からなる小委員会は、1919年3月初め、上述のようなポーランド全権委員団の国境確定要求を前に、東プロイセンから見て西南のいわゆるポーランド回廊地帯のみならず、メーメル河以北のドイツ領を東プロイセンから割譲する方針を固めたが、その割譲後の帰属に関しては住民投票に委ねる可能性をさしあたり考慮した。だがこの小委員会提案に対し、フランス将軍ル・ロン<sup>(43)</sup>はむしろ東部の割譲地の一切をポーランドへ委ねることを主張した。これに対し、イギリス全権委員団の陸軍中佐キッシュ<sup>(44)</sup>は、ル・ロン案に反対し、リトアニアが将来的に独立国家となるか、あるいはポーランドとの連合国家となるかなお未定であることから、メーメル港を含むメーメル河以北の割譲地の帰属をリトアニアの建国問題が確定するまで、暫定的に連合国の共同管理下に置くことをイギリス政府の名の下に要求したとされる（シュレーダーの研究に付言すれば、日本外務省は後に、1925年に枢密院に提出されたメーメル協約批准に際する解説文の中で、1919年3月19日に講和会議予備協議に提出されたポーランド委員会報告書にはメーメルのリトアニアへの委譲が想定されていたと示唆している<sup>(45)</sup>）。領土問題はその後1919年4月半ば、最終的に主要連合国首脳らの決議に委ねられた。民族構成に関するイギリス首相ロイドジョージからの質疑に対し、会議はメーメル河の分割線はリトアニア人とドイツ人の民族構成にかなった国境線であるとの立場をとり、また河口近くのメーメル港が、リトアニアにとって唯一の港湾になるとの見解で一致した。これをもってメーメル地域の割譲が対独講和条件の一つとなることが確定した<sup>(46)</sup>。

ポーランド代表のみならず、パリ講和会議会期中には、連合国側から正式には招待されていないリトアニア代表のヴォルデマラス<sup>(47)</sup>らがアメリカをはじめとする戦勝国側に面会を求め、3月末には講和会議議長クレマンソー<sup>(48)</sup>に、メーメル港や小リトアニア地域のみならず、むしろメーメル河左岸を越えてさらに東プロイセンのより大きな部分のリトアニアへの割譲を迫る要望書を提出した<sup>(49)</sup>。だがドモフスキの場合と同様、リトアニア側の過大な望みを連合国側が全て受け入れるようなことはなかった。

パリ講和会議で連合軍は1919年5月7日にドイツ全権ブロックドルフランツァウ<sup>(50)</sup>に講和条約を手交したが、この中で、メーメルに関しては住民投票にかけることなく割譲することを通達した。これに対しドイツ側は5月末に対案提出の形で異議を申し立て、港湾都市メーメルが歴史的に

(42) 同上。

(43) Henri Louis Edouard Le Rond (1864-1949).

(44) Frederick Hermann Kisch (1888-1943).

(45) JACAR, B04013871900, 「メーメル」に関する条約解説, 大正十四年三月。

(46) Schröder, 前掲, 58頁。

(47) Augustinas Voldemaras (1883-1942).

(48) Georges Benjamin Clemenceau (1841-1929).

(49) リトアニア代表団のバリ講和会議での活動について Žalys, 前掲, 235-278 (特に 242) 頁。及びエイディンタス, 前掲, 225頁。

(50) Ulrich Graf Brockdorff-Rantzau (1869-1928).

ドイツ人都市であり、ドイツ人住民が多数派を占めることなどを訴えた<sup>(51)</sup>。だが連合側はこの地が本来的にリトアニアに属し、住民の大半がリトアニア人であるとの立場をとり、さらにメーメル港がリトアニア唯一の海港となるという戦略的な問題を重視した。むしろ連合側は1918年2月のリトアニア独立宣言の試みにドイツ占領軍が強く関与したことから<sup>(52)</sup>、当時リトアニアは国家として未だ公には成立していないとの立場をとった<sup>(53)</sup>。よって暫定的にメーメル地域を主要連合国の管理下に置き、その処遇に関し将来的に決定することを、連合国議長のフランス首相クレマンソーが代表して6月半ばにドイツ側へ通達した<sup>(54)</sup>。こうしてドイツからの割譲が決まったメーメル地域は、すでにパリ講和会議の段階で、ポーランドとリトアニアの双方による利権競争の的となった。同時にそれは、ポーランドを支持するフランスと、対してそれに距離を置くイギリスという大国間の対立としてあらわれた。

#### 4 メーメルとヴィルニユスをめぐる確執

1919年6月28日のヴェルサイユ条約調印をもって割譲が確定したメーメル地域について、同年8月にドイツ政府はそれまで東プロイセン州グンビネン県知事であったラムスドルフ<sup>(55)</sup>をメーメル地域に対するドイツ帝国政府及びプロイセン邦政府全権委員として任命し、連合国の管理が開始するまでの間、暫定的に統治にあたらせた。1920年1月10日の講和条約発効に伴い、メーメル地域の主権が主要連合国であるイギリス、フランス、イタリア及び日本へ委譲されると、同年2月にフランス將軍オードリー<sup>(56)</sup>の指揮下にフランス軍が連合国代表としてメーメルに進駐し、その管理を担った<sup>(57)</sup>。とはいえフランス統治下では、現地の行政は形式的にはドイツ本省からの出向扱いでドイツ人官吏がそのまま継続して行った。通商面での分割も進み、1920年4月末にはメーメル地域はドイツの関税領域から離脱し、独自の関税域が設定された。翌1921年には、オードリーの後をフランスの文官プティネ<sup>(58)</sup>が高等弁務官としてメーメル地域の監督を引き継いだ。アメリカ合衆国議会はヴェルサイユ条約を批准しなかったため、メーメル地域に対する主権はイギリス、フランス、イタリアならびに日本の四か国へ共同管理の形で委譲された。国際連盟管理下の自由市として独立を果たしたダンツィヒと異なり、メーメル地域の処遇は、ヴェルサイユ条約第99条においてなお明確さを欠き、都市国家の地位は与えられていなかった。単に、主要連合軍による経過的

---

(51) *Die Gegenvorschläge der Deutschen Regierung zu den Friedensbedingungen, Vollständiger amtlicher Text*, Berlin 1919, S. 28.

(52) エイディンタス、前掲、216頁。及び Manfred Hellmann, *Die litauische Nationalbewegung im 19. und 20. Jahrhundert*, in: *Zeitschrift für Ostforschung*, 2. Jg./1953, H. 1, S. 66-106.

(53) Schröder, 前掲、54頁。Senn (1959), 前掲、88頁。

(54) *Documents diplomatiques. Question de Memel*, Ministère des Affaires Étrangères, 1<sup>er</sup> vol., République de Lithuanie, Kaunas 1923, N° 2, p.15.

(55) Georg Franz Wilhelm Graf von Lambsdorff (1863-?).

(56) Dominique Odry (1865-1962).

(57) Schröder, 前掲、63頁。

(58) Jean Gabriel Petisné (1881-1931).

な領土主権の行使の状態にあり、将来的な国家への帰属の在り方は未確定のままであった<sup>(59)</sup>。

リトアニアが連合国を中心とした西側国際社会より独立国家としての正式な承認を受けるまで、多くの困難が伴った。その原因の一つは、リトアニアとポーランド間の国境画定問題にあり、その焦点となったのがヴィルニユス問題であった。1918年11月に成立したリトアニア新政府と暫定憲法は、リトアニア大公国の首都であったヴィルニユスをリトアニアの首都と定めたが、ヴィルニユスをめぐる状況はポーランド・リトアニア連合の長い歴史を背景に複雑であった。ヴィルニユス（＝ポーランド語、ヴィルノ）の住民構成は、第一次大戦中のドイツ占領下で実施された調査では、ポーランド人が50%を超え、次いでユダヤ人が40%、リトアニア人の割合は2.1%とされた<sup>(60)</sup>。また伝統的にポーランド貴族が社会の上層を占めた。

1918年11月にドイツの敗戦が明らかとなりドイツ革命が始まると、ブレスト・リトフスク条約を破棄してソビエトロシア軍が東欧で反撃を開始した。共産化を目指す赤軍を阻止するために、連合軍はさしあたりドイツ軍の東部戦線での駐留継続を指示した<sup>(61)</sup>。だがドイツ軍撤退後、1919年1月にはヴィルニユスはソビエトロシア軍の侵攻を受け一時的に占領されるものとなったが、その後の形勢は度々変わり、ヴィルニユス地方をめぐるリトアニア軍、ポーランド軍とソビエト軍による三つ巴の攻防が続いた<sup>(62)</sup>。ヴェルサイユ条約ではポーランドの東部国境は画定されず、同条約の第87条3項に従い、後に連合国により決定されるものとされた。1919年6月にリトアニアとポーランドの間の暫定境界線（フォッシュライン）を連合軍は定めたが、これが守られることはなく戦闘は続いた。連合国最高会議は1919年12月8日にいわゆるカーゾン線とその修正線をポーランド東部国境とする方針を決め、ヴィルニユスはカーゾン線以東としてポーランド圏外とされた<sup>(63)</sup>。だがその後、ポーランドのキエフ侵攻により拡大したポーランド・ソビエト戦争により再び修正を迫られることとなった。1920年4月にヴィルニユス地方はポーランド軍に占拠されたが、反撃にでたソビエト軍は同年7月にポーランド軍をカーゾン線以西に後退させ、この直後の7月12日にソビエト政府とリトアニアはモスクワで講和条約を締結し、その中でリトアニア国家の独立と同時にヴィルニユス地方がリトアニア領であることを確認した<sup>(64)</sup>。同様にして、連合国側もイギリスの強い圧力の下、1920年7月にポーランドに対して、フォッシュライン・カーゾンラインの遵守とヴィルニユスのリトアニアへの返還を求めた<sup>(65)</sup>。だがこの後、ポーランド軍とソビエト軍の形勢が逆転し、一時はワルシャワに迫ったソビエト赤軍は同年8月にヴィスワ河でピウスツキ<sup>(66)</sup> 将軍率いるポーランド軍の反撃にあい、東方へ追い返される事態となった。9月末のニエメン河近郊の戦闘でのソビエト軍に対する勝利を境に、ポーランド軍はリトアニア軍の勢力圏へ接近し両者の衝突が起

(59) Wallet, 前掲, 21頁。Hubatsch (1966), 前掲, 45頁。

(60) Lossowski (1993), 前掲, 279頁。

(61) エイディンタス, 前掲, 220頁。

(62) Röskau-Rydel, 前掲, 556-581頁。

(63) 佐藤, 前掲, 43頁。

(64) Boris Meissner, *Das Verhältnis der Sowjetunion und Rußlands zu den baltischen Staaten*, in: *Vom Sowjetimperium zum eurasischen Staatensystem*, Berlin 1995, S. 257-276.

(65) 早坂, 前掲, 277頁。

(66) Józef Klemens Piłsudski (1867-1935).

こった。事態を憂慮した国際連盟理事会は仲介に入り<sup>(67)</sup>、1920年10月7日にスヴァルキにおいてリトアニア・ポーランド間に休戦協定が締結された<sup>(68)</sup>。その中でヴィルニウス地域がリトアニアの勢力圏内となる形で両軍の暫定境界線を取り決めた。だがこの二日後の10月9日、ピウスツキの意図を反映したポーランドのジェリゴブスキ将軍<sup>(69)</sup>はベラルーシ辺境の武装集団を組織し、暫定境界線を突破してヴィルニウス地方に進軍し占拠に及んだ<sup>(70)</sup>。この行為に対し、リトアニア側は国際協定違反としてジェリゴブスキの行為を強く非難した。

リトアニアは以後、首都をヴィルニウスから暫定的にカウナスへ移し、ポーランドによる暴力行為に対する抗議として、ポーランド側の実効支配が続くヴィルニウス地方に対する全ての境界線を閉鎖した。これを通じ、ヴィルニウスとカウナスを結ぶ河川及び鉄道など両地域を跨ぐ全ての交通網が完全に遮断された<sup>(71)</sup>。第一次世界大戦の勃発まで、東プロイセン・ケーニヒスベルクとモスクワをはじめとするロシアの主要都市をヴィルニウス経由で結んだ国際鉄道が閉鎖され、またヴィルニウス地方とカウナスを結んで流れるメーメル河（ニエメン河）とその支流及び木材流送用の運河など、暫定境界線上を通過するあらゆる河川交通が停止された。こうして、それまで数百年に亘りメーメル河上流及び中流域の森林地帯から下流の東プロイセンまで流送されてきた木材の供給が停止されることとなった<sup>(72)</sup>。1913年時点で東プロイセンに供給されたロシア産木材の総量およそ200万トンの内95.5%がメーメル河を流送された。だが大戦後の1925年にはその割合は極端に減少した。旧ロシア領からの木材輸入は東プロイセン全体で83万トンへ減少したが、その内メーメル河を流送されたものは、わずかに10万トン弱にすぎず、1913年時点との比較で言えば、流送は5%程度まで減少したことになる。大戦前は東プロイセンに搬入された木材の大半が原木であったが、大戦後は内陸水運の閉鎖からヴィルニウス地方を迂回して鉄道輸送を使って東プロイセンまで搬送された。だがその内容は大きく変化し、ほとんどがすでにポーランドなどで一次加工された製材や製紙向けの木材チップとなった<sup>(73)</sup>。ヴィルニウス地方をめぐる紛争は、こうして木材流送に依存していた東プロイセン製材業を操業危機に陥れた。この閉鎖状況は、1920年代を通じた国際連盟理事会の仲介努力にもかかわらず解決を見ず、10年余りを経過した1931年には常設国際司法裁判所の所見を仰ぐに至ったが<sup>(74)</sup>、ヴィルニウス問題が存在する限り通過交通の開放はないとするリトア

---

(67) 佐藤、前掲、43-63頁。

(68) *LNTS*, vol. VIII, 1922, No. 221: *Agreement between the Republic of Lithuania and the Republic of Poland with regard to the establishment of a provisional modus vivendi, pending for a definite settlement of relations between the two States*, signed at Suwalki, October 7, 1920, pp.173-185.

(69) Lucjan Żeligowski (1865-1947).

(70) 安井、前掲、67頁。

(71) *Rapport de la Commission consultative et technique des communications et du transit, le 4 septembre 1930*, in: *P. C. I. J., Ser. C*, No. 54, pp.31-91.

(72) Otto Höhn, *Der ostpreußische Holzhandel nach dem Kriege*, Jena 1925.

(73) Hans Friederichs, *Ostpreußens Holzhandel und Holzindustrie. Die gegenwärtige Lage im Vergleich zur Vorkriegszeit*, Berlin und Königsberg 1931, S. 28.

(74) *World Court Reports. A collection of the judgments, orders and opinions of the Permanent Court of International Justice*, ed. by Manley O. Hudson, vol. II (1927-1932), No. 34: *Railway traffic between Lithuania and Poland (Railway sector Landwarów-Kaisiadorys)*, Washington, D. C. 1935, pp.749-761.

ニア側の態度は変わらなかった。

国際連盟理事会によるリトアニアとポーランド間の仲介では、1921年にベルギー人の国際連盟議長イーマンス<sup>(75)</sup>らが、ヴィルニウスにおける住民構成中、ポーランド人が多数を占めることを考慮したうえで、リトアニアをカウナスとヴィルニウスの二つの自治州からなる連邦制に改組することを条件に、リトアニアのヴィルニウスに対する領有権を認めることを提案した<sup>(76)</sup>。ここで注意すべきは、イーマンス案では同時にポーランドとリトアニア間の政治・経済レベルでの連携を制度化させることが目論まれたことである。当時リトアニア側によって封鎖されていたメーメル河航行を解除させることを念頭に、リトアニアがポーランドに対してメーメル河航行の通過の自由を保障し、またバルト海河口付近のメーメル港の利用に関し、ポーランドの特殊権益を認めることを条件とした<sup>(77)</sup>。本来的にヴィルニウス問題とは別個の領土問題であるべきメーメル問題をこのような形でとりこんだイーマンス案の解決の在り方にリトアニア側は強く反発し、結局のところ本案の受諾には至らなかった。これに対して、ジェリゴブスキの占領軍は、ヴィルニウス地方に中部リトアニアという名称の独立国を打ち立て、1922年にはリトアニア系やユダヤ系住民の不参加の下<sup>(78)</sup>、議会選挙を実施しポーランド人優勢の政治状況を創出したうえで、中部リトアニアのポーランド国への編入に対する賛成決議を執り行った。ワルシャワのポーランド議会はこれを受け、ヴィルニウス地域のポーランド国家への編入を承認した<sup>(79)</sup>。リトアニア側はこれに対して強く抗議した<sup>(80)</sup>。

すでに1921年9月22日にエストニア、ラトビアとともに正式に国際連盟加盟を認められたリトアニアは、国際連盟理事会の仲介努力にもかかわらずヴィルニウス問題が泥沼化する中、他方で主要連合国に対しリトアニアの国家としての正式承認と国境線の画定に伴うメーメル地域のリトアニアへの編入を要求した<sup>(81)</sup>。ここでリトアニア側の外交文書に基づくザリスの研究によれば、イギリスは1922年春に、リトアニアに対しメーメル地域の領有権をリトアニアへ委譲し、かつ財政難に直面するリトアニアに対し資金援助を行う準備があることを提示し、ただしその見返りとしてヴィルニウス地域に対する要求を諦めるように説得したとされる<sup>(82)</sup>。だがヴィルニウスを放棄することは当時のリトアニア国民感情に照らせば、決して容認できるものではなかった。

メーメル問題ではリトアニアの立場を支持するイギリスは、1922年6月末の連合国外交会議において、なお躊躇するフランスを前に、パリ講和会議での議論を再度取り上げつつ、リトアニアの

(75) Paul Hymans (1865-1941).

(76) イーマンスの仲介案について佐藤尚武、前掲、50頁。リトアニア側の視点から Martynas Anysas, *Der litauisch-polnische Streit um das Wilnagebiet von seinen Anfängen bis zum Gutachten des Ständigen Internationalen Gerichtshofes vom 15. Oktober 1931*, Würzburg 1934. 及び Senn (1966), 前掲、67頁。及び Vytautas Žalys, *The Return of Lithuania to the European Stage*, in: Eidintas/Žalys/Senn, 前掲、78頁。

(77) イーマンス案におけるメーメル河とメーメル港の扱いについて Anysas, 前掲、25-30頁。

(78) エイディンタス、前掲、236頁。

(79) Rōskau-Rydel, 前掲、564頁。

(80) Žepkaitė, 前掲、304頁。

(81) Gregor Rutenberg, *Die baltischen Staaten und das Völkerrecht. Die Entstehungsprobleme Litauens, Lettlands u. Estlands im Lichte des Völkerrechts*, Riga 1928, S. 126.

(82) Žalys (1993), 前掲、235-278 (特に249)頁。

国家承認とメーメル地域のリトアニアへの委譲を求めた<sup>(83)</sup>。もっとも大使会議は翌7月、ヴェルサイユ条約を調印していないリトアニアに対し、河川の国際化に関するヴェルサイユ条約第331条から第345条の内、メーメル河に関する条項（第331条及び第342条）を受容すること、ならびに1921年にバルセロナにおいて国際連盟加盟各国によって合意された通過交通の自由に関するバルセロナ協定<sup>(84)</sup>の遵守を条件としてリトアニアを主権国家として認める方針を決議した<sup>(85)</sup>。これらの条件は、むしろポーランドに占拠されたヴィルニユス地方の暫定境界線に対して当時、リトアニアによって続けられていた通過交通の遮断を解除させる意図があった。リトアニア首相ガルヴァナウスカス<sup>(86)</sup>はポーランドとの間にヴィルニユスをめぐる紛争状態が続く限り開放には困難があるとしながらも、さしあたりは大使会議側の提案を承諾し<sup>(87)</sup>、その後、主要連合国は同年12月20日にリトアニアを正式に国家として承認した<sup>(88)</sup>。折しも、フランス管理下のメーメルではメーメル地域の今後の帰属を案じた住民の間に、メーメル地域をリトアニアへ編入させるのではなく、むしろダンツィヒ自由市のようにある独立した都市国家としての地位を望む声が高まっていた。自発的に組織された署名運動では、住民の大半がこれに賛成していたが、この動きは実際にはメーメルのフランス総督によって支援されていたとの指摘もある<sup>(89)</sup>。連合国外交会議はメーメル地域の最終解決に向け、帰属決定に関する委員会を発足させ、1922年10月にリトアニア、ポーランド及びメーメル地域の住民代表を意見聴取のため、パリのフランス外務省へ招聘した<sup>(90)</sup>。この協議上、メーメル住民の自由市案に対し、フランス側は大方好意的であり、またポーランド側も自らの自由市案を提示し、ポーランドに対するメーメル港使用の確保を要求したとされる<sup>(91)</sup>。メーメル河（＝ニエメン河）が貫いて流れるヴィルニユス地域を実効支配するポーランドにとり、メーメル河の沿岸国としてバルト海への玄関口であるメーメル港の利用を確保することは戦略的重要性をもった。これに対し、メーメル地域のリトアニアへの編入を望むリトアニア政府にとり、メーメル地域がフランスの庇護とポーランドの強い影響下に陥るとなれば、ヴィルニユスに続く大きな損失となりかねなかった。リトアニア側はパリで議論されたメーメル自由市計画について、ポーランドがメーメルを支配下に置くための策略と憶測し、むしろメーメルのリトアニアへの委譲を連合国側へ強く要求した。

リトアニア側資料に基づくエイディンタスの研究によれば、リトアニア首相ガルヴァナウスカスはすでに1922年の初めには、メーメル地域を武力で制圧する決意を固め、その準備を開始したとされる<sup>(92)</sup>。またリトアニア外務省資料を調査したザリスは、1922年春以降、この件をめぐり、リト

(83) Schröder, 前掲, 72頁。

(84) *LNTS*, vol. 7, 1922, pp.11-33, No. 171: Convention and Statute on Freedom of Transit, April 20, 1921.

(85) *Documents diplomatiques. Question de Memel*, 1<sup>er</sup> vol., Note collective, 13. 7. 1922, p.53.

(86) Ernestas Galvanauskas (1882-1967).

(87) *Documents diplomatiques. Question de Memel*, 1<sup>er</sup> vol., Note de Son Excellence M. Galvanauskas, Président du Conseil, Ministre des Affaires étrangères de Lithuanie, 18. 11. 1922, pp.55-57.

(88) *Documents diplomatiques. Question de Memel*, 1<sup>er</sup> vol., Note collective de la Conférence des Ambassadeurs adressée à Son Excellence M. Galvanauskas, 20. 12. 1922, p.57.

(89) Louis Jahn, *Memel als Hafen- und Handelsstadt (1913-1922)*, Jena 1926, S. 15.

(90) JACAR, B04013871900, 「メーメル」に関する条約解説, 大正十四年三月。

(91) Hopf, 前掲, 239頁。

(92) エイディンタス, 前掲, 244頁。

アニア政府と在カウナス・ドイツ公使館は緊密に接触をとっていたと指摘している。ドイツ外務省は、リトアニアのメーメル獲得の意向に対し、メーメルがポーランドの手に渡る事を阻止するためであれば、ドイツ人の権利と自治が保障されるという条件付きでむしろリトアニアによるメーメルの併合を容認するとの立場をとったとされる<sup>(93)</sup>。またザリスの研究では同様に、この時期のリトアニアとソビエト政府の接触についても示されている。とりわけポーランド・ソビエト戦争で事実上敗退し、1921年3月のリガ講和条約<sup>(94)</sup>で大幅にポーランド側の領土要求に屈したソビエト政府は、以後、ポーランドの拡張政策に厳しい態度をとった。1922年11月末、リトアニア首相ガルヴァナウスカスはカウナスに立ち寄ったソ連外務人民委員チチェーリン<sup>(95)</sup>に対し、リトアニアはメーメル地域を占拠する意図があることを告げた。これに対しチチェーリンは、リトアニアの企てを容認したのみならず、仮にポーランドがリトアニアに対して攻勢をかけた場合には、ソビエト政府はリトアニアを見殺しにすることはないのであろう、と述べたとされる<sup>(96)</sup>。

1923年1月9日にドイツの賠償支払い不履行への報復としてフランスとベルギーがドイツ・ルール地方を軍事占拠することを決議した。西部国境をめぐる緊迫する状況の中、ドイツの東方では、1月10日にリトアニア人武装集団がメーメル地域へ侵攻した。エイディンタスらの研究によれば、リトアニア武装集団の侵攻は、リトアニア政府の関与の下、周到に準備されていたとされる。あたかもメーメル地域の住民が長いドイツ人支配に抗して暴動を起こしたかのように見せかけるため、密かに集められた1,000人を超える志願兵が、1月9日から10日にかけて夜陰にまぎれて平服でリトアニアからメーメル地域への境界線を越えて侵入した<sup>(97)</sup>。リトアニア兵はこうしてメーメルの占拠に成功し、以後メーメル地域は事実上リトアニアの影響下に陥った。

主要連合国と国際連盟はさしあたりリトアニアを非難するも、およそ一月後の2月16日に、パリの主要連合国大使会議は、メーメル地域の住民による自治制を認めること、メーメル地域の通過交通の自由を保障すること、メーメル港に自由港を設置すること、またメーメル地域、リトアニア、ポーランド代表の参加により運営される港湾局を設置することなどを条件に、メーメル地域の領有権を正式に主要連合国からリトアニアへ委譲するという決議をリトアニア側へ通達した<sup>(98)</sup>。3月13日にはリトアニア側もこの主要連合国の提案を、いくつかの条件に対する留保はあったものの大筋において了承したため、主要連合国とリトアニア間に主権の委譲をめぐる諸条件の調整とメーメル自治制の確立に関する交渉が開始されることとなった。だがこの直後の1923年3月15日、主要連合国がヴェルサイユ条約第87条第3項に基づき、ポーランドの東部国境の画定として事実上ポーランドのヴィルニュス領有を承認したことは、リトアニアの態度を極度に硬化させることとなった<sup>(99)</sup>。すなわち、連合国側はメーメル地域の領有をリトアニアに認め、対してヴィルニュス問題に関してはポーランドの領有を認めるという形で、両者にそれぞれ係争地を確保させること

(93) Žalys (1993), 前掲, 235-278 (特に 251) 頁。

(94) 安井, 前掲, 76 頁。

(95) Георгий Васильевич Чичерин (1872-1936)。

(96) Žalys (1993), 前掲, 235-278 (特に 254) 頁。

(97) エイディンタス, 前掲, 247 頁。

(98) *Amtsblatt des Memelgebietes*, Sonderausgabe 22, 1. 3. 1923, S. 167.

(99) *Die Tätigkeit des Völkerbundes*, vol. III, 4/1923, S. 95.



を通じて紛争を収束させる方向に出た。1923年4月21日には国際連盟理事会も連合国外務省のポーランド国境に関する決定を追認し、こうしてヴィルニウス地域におけるポーランドの実効支配という既成事実は国際連盟における承認へと変わった。これに対してリトアニア側は、ヴィルニウスはリトアニアの正式の首都であり、ポーランドによるヴィルニウスの実効支配はスヴァルキ協定違反に基づく暴力行為であるとの主張を掲げ、国際連盟理事会の決議に対し断固抗議を申し入れた。さらに常設国際司法裁判所へ訴える旨通告したがリトアニアの主張は却下されるに至った<sup>(100)</sup>。ヴィルニウス問題をめぐる西側連合国のポーランド寄りの姿勢に対し、むしろソビエト政府は以後1920年代を通じて一貫してリトアニアの主張を支持し<sup>(101)</sup>、また同様にポーランドの権益拡大に強い危機感を示すドイツ外務省も、当該問題に関しリトアニアを支持する立場をとった。

## おわりに

主要連合国からリトアニアへのメーメル地域に対する領有権の正式な委譲と自治制確立に関する交渉（＝メーメル条約交渉）は、ポーランド側に対し有利に裁断されたヴィルニウス問題を背景として、以後、難航するものとなった。連合国、リトアニアそしてメーメル市民ら当事者間の利害の対立に加え、当時メーメル河の沿岸国であったドイツ、ポーランド、そしてソビエト連邦らの利害が錯綜したためである。1923年夏にはメーメル港におけるポーランドの権益の保障を要求する主要連合国側、とりわけポーランドを支持するフランス側と、これを断固拒否するリトアニア側との対立から両者の交渉は決裂し、1923年9月末には、メーメル条約交渉はパリの連合国外務省の場からジュネーブの国際連盟理事会に委ねられることとなった。

本稿で示した、メーメル地域の帰属をめぐる国際的確執に関する整理から、ヴェルサイユ体制下のドイツ対外政策におけるいくつかの論点が見えてくる。一つには、ヴェルサイユ条約を通じてドイツから割譲され暫定的に主要連合国に委ねられたメーメル地域のその後の扱いをめぐり、ドイツがリトアニアとの協調を選択した背景に、とりわけポーランドとそれを支持するフランスに対抗するドイツとリトアニアの両国一致した利害関係が存在したことである。第一次大戦後、ポーゼン、西プロイセン、東オーバーシュレーゼンなど少なからぬ地域をポーランドへ、さらに西部ではエルザス＝ロートリンゲンをフランスに明け渡したドイツにとり、ポーランドのさらなる拡張政策を妨げることは対外政策上、重要な課題であった。メーメル地域への進出に強い関心を抱くポーランドを抑制する目的で、結果的にドイツはリトアニアのメーメル進出のみならず、ヴィルニウス紛争でもポーランドに対抗するリトアニア側の姿勢を容認することとなった。無論ドイツ側からすれば、メーメルの命運をポーランドに敵対するリトアニアに委ねることは、最悪の状況を阻むための究極の選択であったとも言える。同様に、ポーランドの東方拡大に対立するソビエトロシアもまた、メーメル及びヴィルニウス問題に関してはリトアニアの立場を支持した。パリ講和会議後の

(100) 同上。

(101) Документы внешней политики СССР, Т. VI, Москва, 1962, No. 112: Нота Правительства РСФСР правительствам Великобритании, Франции, Италии, 22. 2. 1923, p. 205.

フランス対外政策が志向したいわゆるコルドン・ザニテア<sup>(102)</sup>として知られる東中欧諸国を対ソ・対独干渉地帯として発展させる目論見は、結果的に1920年代前半、ソ連及びリトアニアへの接近を通じてヴェルサイユ体制の修正を試みるというドイツ対外政策における東方志向を刺激するものとなった。

本稿で論じられた第一次大戦後のメーメル問題をめぐる国際関係の整理を前史とし、続く別稿（本特集次号752号）では、主要連合国とリトアニア間のメーメル条約交渉の陰で、同時並行的に進んだ、ドイツとリトアニア間のメーメル河航行に関する二国間交渉について、ドイツ側一次資料に基づきつつ明らかにされる。

（しんどう・りかこ 法政大学経済学部教授）

---

(102) Cordon sanitaire.